

預かり保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、

ファミリー・サポート・センター事業を利用された方へ

～利用費の請求方法～



令和元年10月から幼児教育・保育の無償化により、保育の必要性の認定を受けられた場合は、幼稚園の預かり保育等が無償化の対象になります。

該当の方は、必要書類を添付して、請求（払い戻し）の手続きをお願いします。

- 対象者 施設等利用給付認定 2号認定子ども
施設等利用給付認定 3号認定子ども

○対象となる事業

- ・幼稚園、認定こども園（教育利用）が実施する預かり事業
- ・認可外保育施設
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業

○請求（払い戻し）方法

- ・利用料は、従来どおり、全額、園や利用施設等にお支払いください。その際、園や利用施設等から「領収書」、「提供証明書」が発行されますので、大切に保管してください。
- ・払い戻しの手続きは、「請求書」に記入、押印のうえ、領収書と提供証明書を添付して裏面の提出先へご持参ください。
- ・払い戻し金は、裏面の「請求（払い戻し）スケジュール」により、申請者の口座に振り込みます。

○請求書の取得方法

こども保育課、各支所市民生活課、幼稚園・認定こども園、津山市のホームページから「施設等利用費請求書（償還払い用）」を取得してください。（「施設等利用費請求書」を1枚同封しています。）

○請求に必要なもの

- ・施設等利用費請求書（償還払い用）
- ・印鑑（シャチハタ不可）
- ・申請者（保護者）の通帳
- ・利用した施設から発行された領収書
- ・利用した施設から提供された提供証明書
- ・活動報告書（ファミリー・サポート・センター事業利用者のみ）

※利用した翌月から2年以内であれば申請できます。

※申請者の口座以外に振り込みを希望される方は委任状が必要となりますので、事前にご相談ください。

【裏面をご覧ください。】

○提出期限

下記の「請求（払い戻し）スケジュール」にある請求書提出月の月末までに提出してください。

提出できなかった場合は、次の請求書提出月までに提出してください。

○請求（払い戻し）スケジュール

令和元年度10月～

利用期間	請求書提出月	振込予定日
10・11月分	12月	2月15日
12・1・2月分	3月	5月15日

令和2年度4月～

利用期間	請求書提出月	振込予定日
3・4・5月分	6月	8月15日
6・7・8月分	9月	11月15日
9・10・11月分	12月	2月15日
12・1・2月分	3月	5月15日

※振込予定日が、土日祝日の場合は翌開庁日となります。

○提出先

こども保育課（津山すこやかこどもセンター1階）・

こども保育課分室（市役所本庁1F6番窓口）・各支所市民生活課

○無償化の月額上限金額

【預かり保育事業】

3・4・5歳児 ⇒ 11,300円

満3歳児 ⇒ 16,300円（住民税非課税世帯のみ）

ただし、預かり保育の利用については、1日あたり450円が限度になります。

【認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・ファミリー・サポート・センター事業】

3・4・5歳児 ⇒ 37,000円

0・1・2歳児 ⇒ 42,000円（住民税非課税世帯のみ）

ただし、幼稚園、保育園、認定こども園などを利用している場合は、無償化の対象となりませんのでご注意ください。

【問い合わせ先】

津山市役所 こども保育課 幼保支援係
幼児教育係

〒708-8501 津山市山北520
（津山すこやか・こどもセンター1階）

☎（0868）32-7039

☎（0868）32-7028

開庁時間 8時30分～17時15分
（土日祝日を除く）